

○経済産業省令第八十五号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、電気事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月十一日

経済産業大臣 西村 康稔

電気事業会計規則の一部を改正する省令

電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(原子力特定資産に関する特例)

第二十八条の二 対象発電事業者は、その運用する原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をい
い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定された発電用原子炉施設（同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。）に係る実用発電用原子炉（同法第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。）を除く。以下同

(原子力特定資産に関する特例)

第二十八条の二 対象発電事業者は、その運用する原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をい
い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定された発電用原子炉施設（同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。）に係る実用発電用原子炉（同法第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。）を除く。以下同

じ。）を廃止するために法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をしようとする場合において、当該原子炉に係る原子力特定資産（原子炉の運転を廃止した時において原子炉の運転のために保全が必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質（原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）によつて汚染されたもの及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産をいい、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工するものに限る。）を含み、資産除去債務相当資産を除く。）に該当する資産（以下「原子力特定準備資産」という。）を区

じ。）を廃止しようとする場合において、当該原子炉に係る原子力特定資産（原子炉の運転を廃止した時において原子炉の運転のために保全が必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質（原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）によつて汚染されたもの及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産をいい、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工するものに限る。）を含み、資産除去債務相当資産を除く。）の帳簿価額（以下「原子力特定資産簿価」という。）を原子力発電設備又は建設仮勘定に計上しようとするときは、経済産

分して整理しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする対象発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該対象発電事業者は、同項の承認の申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、当該申請に係る原子力特定準備資産を区分して整理することができる。

一・二 「略」

三 原子力特定準備資産の一覧表

「削る」

業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする対象発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該対象発電事業者は、同項の承認の申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、当該申請に係る原子力特定資産簿価を原子力発電設備又は建設仮勘定に計上することができる。

一・二 「略」

三 原子力特定資産簿価

四 前号の額の算定根拠

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 「略」

二 前項第三号に掲げる事項が適正かつ明確であること。

第二十八条の三 前条第一項の承認を受けた者は

、前条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の承認に準用する。

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 「略」

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が適正かつ明確であること。

〔新設〕

第二十八条の四 対象発電事業者は、第二十八条

〔新設〕

の二第一項の承認を受けて区分して整理した原子力特定準備資産（前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に係る原子力特定資産の帳簿価額（以下「原子力特定資産簿価」という。）を原子力発電設備又は建設仮勘定に計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする対象発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該対象発電事業者は、同項の承認の

申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、当該申請に係る原子力特定資産簿価を原子力発電設備又は建設仮勘定に計上することができる。

- 一 原子力特定資産簿価
- 二 前号の額の算定根拠

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

- 一 前項第一号に掲げる事項に係る事由が円滑な廃止措置の実施のために必要であること。
 - 二 前項第一号及び第二号に掲げる事項が適正かつ明確であること。
-

(原子力廃止関連仮勘定に関する特例)

第二十八条の五 対象発電事業者は、その運用する原子炉を廃止するために法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をしようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額(原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産(原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。)の帳簿価額を含む。)及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額(処分見込額を除く。)(以下「原子力廃止関連仮勘定簿価」という。)並びに当該原子

(原子力廃止関連仮勘定に関する特例)

第二十八条の三 対象発電事業者は、その運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額(原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産(原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。)の帳簿価額を含む。)及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額(処分見込額を除く。)(以下「原子力廃止関連仮勘定簿価」という。)並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当

炉の廃止に伴つて生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、振り替え、又は計上しようとするときは、振り替え、又は計上しようとする資産等の項目について経済産業大臣の承認を受けなければならない。この場合において、原子力廃止関連仮勘定簿価に振り替えようとする資産項目は原子力廃止関連準備資産として区分して整理する。

2 前項の承認を受けようとする対象発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合に

該核燃料の解体に要する費用に相当する額（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする対象発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合に

において、当該対象発電事業者は、同項の承認の申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、当該申請に係る資産項目を原子力廃止関連準備資産に区分して整理することができる。

一・二 「略」

三 原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとする資産等の項目の一覧表

「削る」

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

において、当該対象発電事業者は、同項の承認の申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、当該申請に係る原子力廃止関連仮勘定簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。

一・二 「略」

三 原子力廃止関連仮勘定簿価及び原子力廃止関連費用相当額

四 前号の額の算定根拠

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一・二 「略」

三 前項第三号に掲げる事項が適正かつ明確であること。

第二十八条の六 前条第一項の承認を受けた者は、前条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならぬ。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の承認に準用する。

第二十八条の七 対象発電事業者は、第二十八条の五第一項の承認を受けて区分して整理した原

一・二 「略」

三 前項第三号及び第四号に掲げる事項が適正かつ明確であること。

「新設」

「新設」

子力廃止関連準備資産（前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に係る原子力廃止関連仮勘定簿価及び第二十八条の五第一項の承認を受けた項目に係る原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2

前項の承認を受けようとする対象発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該対象発電事業者は、同項の承認の申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、当該申請に係る原子力廃止関連仮勘定簿価

及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができ
る。

一 原子炉を廃止しようとする理由

二 原子力廃止関連仮勘定簿価及び原子力廃止

関連費用相当額

三 前号の額の算定根拠

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が、次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであること。

二 前項第二号に掲げる事項に係る事由が円滑な廃止措置の実施のために必要であること。

三 前項第二号及び第三号に掲げる事項が適正かつ明確であること。

第二十八条の八 対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が前条第一項の承認を受けた日から当該日以後初めて一般送配電事業者（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた者に限る。）が当該承認に係る廃炉円滑化負担金（同令第四十五条の二十一の十二第一項に規定する廃炉円滑

第二十八条の四 対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が前条第一項の承認を受けた日から当該日以後初めて一般送配電事業者（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた者に限る。）が当該承認に係る廃炉円滑化負担金（同令第四十五条の二十一の十二第一項に規定する廃炉円滑

化負担金をいう。)を回収するため法第十八条
 第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定に
 より託送供給等約款の届出をして託送供給等約
 款を変更する日の属する月の翌月から十年間均
 等償却するものとして算定した額を償却するこ
 ととする。

別表第1 (第3条関係)

資 産
 (1) 固 定 資 産

科 目	項	備 考

化負担金をいう。)を回収するため法第十八条
 第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定に
 より託送供給等約款の届出をして託送供給等約
 款を変更する日の属する月の翌月から十年間均
 等償却するものとして算定した額を償却するこ
 ととする。

別表第1 (第3条関係)

資 産
 (1) 固 定 資 産

科 目	項	備 考

(I)電気事業 業固定資産		[略]
[略]	[略]	[略]
原子力発電 設備		各項目ごとに原子力特 定資産、 <u>原子力特定 準備資産</u> 、 <u>原子力廃 止関連準備資産</u> 及び その他に区分して整 理する。

(I)電気事業 業固定資産		[略]
[略]	[略]	[略]
原子力発電 設備		各項目ごとに原子力特 定資産及びその他に 区分して整理する。

[略]	[略]	[略]
(Ⅳ) 固定 資産仮勘定		
建設仮勘定	(何)	電気事業固定資産建設工事口、電気事業固定資産建設準備口、附帯事業固定資産建設工事口及び事業外固定資産建設工事口に区分して整理す

[略]	[略]	[略]
(Ⅳ) 固定 資産仮勘定		
建設仮勘定	(何)	電気事業固定資産建設工事口、電気事業固定資産建設準備口、附帯事業固定資産建設工事口及び事業外固定資産建設工事口に区分して整理す

		る。 各項ごとに原子力特定資産、 <u>原子力特定資産</u> 、 <u>原子力廃止関連準備資産</u> 及び <u>その他</u> に区分して整理する。
	[略]	[略]
(V) 核燃料		[略]

		る。 各項ごとに原子力特定資産及び <u>その他</u> に区分して整理する。
	[略]	[略]
(V) 核燃料		[略]

装荷核燃料		炉内に装荷されているものを発電所別及び実用発電用原子炉別に整理する。 <u>原子力廃止関連準備</u> <u>資産及びその他に区分して整理する。</u>
加工中等核燃料		<u>各項目ごとに原子力廃止関連準備資産及びその他に区分して整理する。</u>

装荷核燃料		炉内に装荷されているものを発電所別及び実用発電用原子炉別に整理する。 [新設]
加工中等核燃料		[新設]

備考 表中の「」は注記である。	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

(経過措置)

- この省令による改正後の電気事業会計規則第二十八条の二から八までの規定は、安定的なエネルギー需

給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）附則第五条に規定する経済産業省令で定める日を経過する日以後に電気事業法第二十七条の二十七第一項第三号に掲げる事項を変更しようとする者について適用し、当該経過する日前に当該事項を変更しようとする者については、なお従前の例による。